

議第 79 号

## 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、支給する感染症防疫作業手当の額を人事院規則に合わせるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(感染症防疫作業手当) 第3条（略） 2 感染症防疫作業手当の額は、従事した日1日につき <u>4,000円</u> を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。	(感染症防疫作業手当) 第3条（略） 2 感染症防疫作業手当の額は、従事した日1日につき <u>1,000円</u> を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

## 【参考資料】

# 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例要綱

### 1. 改正理由

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、支給する感染症防疫作業手当の額を人事院規則に合わせるため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 感染症防疫作業手当の額は4,000円を超えない範囲内で市の規則で定める額とします。

(第3条第2項関係)

(2) この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用します。

(附則関係)